

## 半導体・蓄電池関連企業マーケティング調査委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する半導体・蓄電池関連企業マーケティング調査委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務名

半導体・蓄電池関連企業マーケティング調査

### 2 事業の趣旨・目的

デジタル化や気候変動、経済安全保障への対応など、企業を取り巻く環境が変化し、新たな成長産業の拡大が期待される中、国も産業基盤の強靱化等を推進する戦略等を策定し、取組を強化している。

このような状況を踏まえ、本県では令和6年3月に「新たな成長産業の集積等に向けた取組方針」を策定し、「新たな成長産業」を本県に集積し、本県産業のさらなる発展につなげていくこととした。

本方針では「新たな成長産業」の中でも、「半導体産業」や「蓄電池産業」を「本県における集積等の取組を重点的に行う産業」として位置づけ、今後、集積の中核を担う企業の積極的な誘致に取り組むこととしている。

そこで本業務では、戦略的な誘致活動を行うため、高い成長性が見込まれる国内外の半導体・蓄電池関連企業を対象に、今後の設備投資計画及び投資先を選定する際に重視する要素等について情報収集・分析することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和6(2024)年8月30日(金)

### 4 履行場所

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県産業労働観光部産業政策課

### 5 業務内容

受託者は、甲の立場に立ち、以下の項目を履行するとともに、業務内容の進捗管理など業務全体のマネジメントを主体的に遂行すること。

なお、各項目の履行の前には、甲との協議を行い、必要に応じて検討内容を適宜柔軟に見直すこと。

#### (1) 調査対象企業の選定

##### ①調査対象企業 (A)

半導体・蓄電池の製造、それぞれの製造に不可欠な機械装置の製造や原材料の生産等に携わる国内外の企業を幅広く対象とし、業績等を踏まえ今後の成長性が高いと見込まれる企業を調査対象企業 (A) として選定すること。

調査対象企業 (A) の数は概ね3,500社とし、以下の条件を満たすこと。

・製造業に携わり、現在栃木県内に工場及び事業所を有しない県外企業

##### ②調査対象企業 (B)

半導体・蓄電池関連企業の投資計画についての情報を有していると考えられる大手金融機関や総合建設業者等を調査対象企業 (B) として選定すること。

## (2) 調査項目の設計

調査対象企業の今後の設備投資計画や、半導体・蓄電池関連企業の業界特性を考慮し、投資先選定に当たって重視する要件を適切に把握可能な調査項目を選定すること。

なお、調査項目には以下の項目を含めること。

### ①調査対象企業（A）

- ・企業名
- ・所在地
- ・企業規模
- ・半導体・蓄電池の生産に関し携わっている品目
- ・回答者の所属、氏名、連絡先

### ②調査対象企業（B）

- ・企業名
- ・所在地
- ・回答者の所属、氏名、連絡先

## (3) 調査実施

調査を行うだけでなく、より多くの回答が見込めるよう、必要に応じて回答催促等を行うこと。回収率については調査対象企業（A）、調査対象企業（B）それぞれについて30%以上を目標とすること。

## (4) 結果とりまとめ・分析

調査結果を回答者属性別・設問間等で集計・分析し、調査対象企業の設備投資計画及び投資先の選定にあたり重視する要件等の情報（調査対象企業（B）の場合には同社が把握している半導体・蓄電池関連企業の設備投資計画及び投資先の選定にあたり重視する要件等の情報）が詳細にわかるように結果を取りまとめること。

また、成果物については、調査後の誘致活動を想定し、調査対象企業ごとの調査結果を確認しやすい構成とすること。

## 6 実施計画書及び成果物の提出

### (1) 実施計画書

乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。

### (2) 成果物

乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲が別途指定する期日までに甲に提出するとともに、本業務内容に関連して収集・取得した基礎情報、調査結果、バックデータ、その他調査結果の根拠・裏付けとなるデータを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

なお、提出を受けたデータの所有権は甲に帰属するものとし、提出を受けたデータは県の産業振興施策を検討する目的の範囲内で、甲及び甲から別途委託を受けた受託者が編集及び加工できるものとする。

### (3) その他

甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 7 その他

- (1) 乙は本県の条例、規則等を遵守し、真に本件の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。
- (3) 仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に甲の承諾を得ること。
- (5) 契約締結後に生じた事由により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、乙は、甲と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を甲に提出するものとする。
- (6) 上記(5)に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、甲は、その内容を審査し乙が、適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。
- (7) 委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (8) 委託業務の実施によって取得した著作権は、甲に帰属する。
- (9) 乙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。